

枚方市営住宅入居者募集案内

(津田元町住宅 303 号室)

世帯向け

(入居者 2 人以上)

(津田北町住宅 403 号室)

单身・世帯向け

(入居者 1 人以上)

市営住宅は、住宅にお困りの低額所得者の方々のために建設された住宅です。
そのため、一般的な民間賃貸住宅とは異なり、公営住宅法や枚方市営住宅条例などに基づく「収入基準」をはじめ、様々な制限があります。この案内書をよくお読みいただき、内容をご理解のうえでお申し込みください。

【問い合わせ】枚方市 総務部 財産活用課

T E L : 072-841-1298

F A X : 072-841-3039

枚方市営住宅入居者募集内容

- 募集戸数 津田元町住宅1戸（3階：2DK）
 津田北町住宅1戸（4階：2DK）
- 募集期間 令和8年9月 1日（火）から
 令和8年9月15日（火）まで
- 申込方法 募集期間内に、配布している申込書に記入の上、
 財産活用課への持参又は郵送により受け付けます。
 （9月15日（火）の消印有効）
- 現地見学会 令和8年9月3日（木）10時～12時、13時～15時
 令和8年9月8日（火）10時～12時、13時～15時
- 公開抽選会 令和8年10月8日（木）14時～
 枚方市役所 本館3階 第5会議室（入札室）
- 入居日（予定） 令和8年11月下旬以降

目 次	ページ
1. 入居募集する住宅について……………	1
2. 申込資格……………	2～4
3. 申込方法……………	5
4. 入居申込みから住宅入居まで……………	5
5. その他の重要事項……………	6
6. 月収額の計算のしかた……………	7～13
7. 入居者募集から住宅入居の流れ……………	14
・（参考）入居申込書記入例	
・（参考）物件間取図	
・（参考）物件付近図	

1. 入居募集する住宅について

(1) 施設の概要

① 津田元町住宅（平成7年築造）3階建 ※エレベーター有

住宅名・所在地	入居世帯要件	間取り	募集戸数	備考
津田元町住宅 津田元町2丁目60番1-303号	世帯向け	2DK 55.77 m ²	1戸	—

② 津田北町住宅（平成9年築造）5階建 ※エレベーター有

住宅名・所在地	入居世帯要件	間取り	募集戸数	備考
津田北町住宅 津田北町2丁目35番1-403号	単身・世帯向け	2DK 42.86 m ²	1戸	—

③ 専用施設の概要

バルコニー有（上記面積外）、給湯器、ユニット浴槽、トイレ別、洗面化粧台有、キッチンセット

※設置していないもの

- ・ガス台はありません。
- ・エアコン、照明器具等の電化製品はありません。

④ 共用施設の概要

自転車置場／遊園（敷地内広場）／駐車場（有料）

(2) 家賃等について

① 家賃

入居される月の家賃は日割り計算を行い、入居される月の末日までにお支払いいただきます。以降の家賃は、当月分を当月末日までにお支払いください。また、家賃の額は入居者の収入や住宅の便益等に応じて、年度ごとに変動します。そのため、入居後は毎年、収入申告が必要となります。なお、家賃等については減免制度もありますので、詳細は財産活用課までお問い合わせください。

② 共益費

家賃とは別に共益費として月額2,000円が必要です。

③ 駐車場

有料駐車場が設置されており、駐車場使用料は月額5,000円です。

※1戸あたり1台の利用としています。

2. 申込資格

募集期間の末日現在（令和8年9月15日現在）で、次の①～⑥のすべての条件を満たしていなければ、申し込みできません。

（世帯で申込みする場合）

- ① 現に同居し、又は同居しようとする親族がいる方で、世帯構成が次のいずれかの条件に該当する世帯。（親族は、事実上婚姻関係と同様の事情にある方、その他婚姻の予約者を含みます。また、本市又は大阪府が交付するパートナーシップ宣誓書受領証をお持ちの方又は宣誓予定の方は、親族に準ずる者として入居要件に該当しますので、詳しくはお問合せください。）

- ・ 申込者が高齢者の世帯（60歳以上の方）
- ・ 申込者がひとり親の世帯（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童の父又は母。）
- ・ 申込者又は同居者が身体障害者の世帯（身体障害者手帳の交付を受けている方。）
- ・ 申込者又は同居者が精神障害者の世帯（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方又は同程度の障害を有すると認められる方。）
- ・ 申込者又は同居者が知的障害者の世帯（療育手帳の交付を受けている方又は同程度の障害を有すると子ども家庭センターもしくは大阪府障害者自立相談支援センター長により判定された方。）
- ・ 申込者又は同居者が戦傷病者の世帯（戦傷病者手帳の交付を受けている方で、その障害の程度が特別項症から第6項症までと第1款症の方。）
- ・ 申込者又は同居者が原子爆弾被爆者の世帯（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方。）
- ・ 申込者又は同居者が海外からの引揚者の世帯（海外からの引揚者であることの証明書の交付を受けている方で、本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方。）
- ・ 申込者又は同居者がハンセン病療養所入所者の世帯（平成8年3月31日までの間に、厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた方。）

（単身で申込みする場合）

- ① 枚方市在住又は在勤の単身者の方で、次のいずれかの条件を満たす方。

- ・ 高齢者（60歳以上の方。）
- ・ 身体障害者（1級から4級までの身体障害者手帳の交付を受けている方。）
- ・ 精神障害者（1級から3級までの精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方等。）
- ・ 知的障害者（AからB2の療育手帳の交付を受けている方又は同程度の障害を有すると子ども家庭センターもしくは大阪府障害者自立相談支援センター長により判定された方。）
- ・ 戦傷病者（戦傷病者手帳の交付を受けている方で、その障害の程度が特別項症から第6項症までと第1款症の方。）
- ・ 原子爆弾被爆者（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方。）
- ・ 生活保護又は中国残留邦人等に対する支援給付を受けている方。
- ・ 海外からの引揚者（海外からの引揚者であることの証明書の交付を受けている方で、本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方。）

- ・ハンセン病療養所入所者（平成8年3月31日までの間に、厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた方。）

- ・DV被害者

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下、「配偶者暴力防止等法」という。）

第1条第2項に規定する被害者で、次のいずれかに該当する方。

- ア. 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の一時保護、配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第23条第1項本文の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない方。
- イ. 配偶者暴力防止法等第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない方。
- ウ. 女性相談支援センターが発行する配偶者からの暴力を受けている旨の証明書その他これに相当する書面の交付を受けている方。

（世帯・単身共通）

②収入基準を満たす方

月収額が、158,000円以下（裁量世帯にあつては214,000円以下）の方

※月収額の計算は、「6. 月収額の計算のしかた」の7ページから13ページをご覧ください。

③現在住宅に困っておられる方

※持ち家の場合

持家の方は原則として申込みできません。ただし、募集期間の末日現在で売却等の登記手続き等がすべて完了見込みの方は申込みいただけます（入居資格審査時に、所有権移転後の登記事項証明書等の提出が必要）。

④申込本人が枚方市内に住居または勤務先を有している方

住所を有しているとは、住民登録があり、現にその住所で生活していること。
勤務をしているとは、在職証明書等でその事実が証明できること。

⑤家賃・共益費を支払うことができる方

給与収入・各種年金・その他所得及び生活保護扶助費等がなければ、申込みすることができません。なお、市税等を滞納されていると、家賃・共益費を支払うことができないとみなす場合があります。

⑥暴力団員でないこと

市営住宅では入居者等の安全と平穏を確保するため、申込者が暴力団員である場合には申込み及び入居を認めません。暴力団員とは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。入居者には、暴力団員でないことを誓約していただきます。

申込みの無効・失格

次のような場合は申込みを無効または失格とします。

1. 申込書に虚偽・不正の記載があったとき。
2. 必要事項が記載されていないとき、不十分なとき。

3. 入居申込資格がないことが判明したとき。
4. 重複申込が判明したとき（1世帯1戸のみの申し込みとなります）。
5. 現在の世帯を不自然に分割して申込みしたとき。
6. 所定の申込用紙以外の用紙で申込みしたとき。
7. その他、この案内書に記載してある募集要領に違反したとき。

裁量世帯 次のア～ケに該当する世帯の方は、計算後の月収額が **214,000 円**以下の方であれば、申込みことができます。

対 象 世 帯	世 帯 要 件
ア. 身体障害者世帯	申込者本人又は同居者が身体障害者手帳 1 級から 4 級までの交付を受けた方
イ. 精神障害者世帯	申込者本人又は同居者が精神障害者保健福祉手帳 1 級又は 2 級の交付を受けた方、又は現に医療にあたり、当該精神障害者の事情に精通する精神科医により、同程度の障害があると診断された方
ウ. 知的障害者世帯	申込者本人又は同居者が「療育手帳」を所持しており、知的障害の程度が A 又は B 1 と判定された方
エ. 60 歳以上の世帯 (世帯申込みのみ)	申込者本人が 60 歳以上であって、かつ、同居者のいずれもが 60 歳以上又は 18 歳未満の方である世帯※年齢は募集期間の末日現在での満年齢です。
オ. 戦傷病者世帯	申込者本人又は同居者が戦傷病者手帳の交付を受けている方で、その障害の程度が特別項症から第 6 項症まで又は第 1 款症の方
カ. 原子爆弾被爆者 世帯	申込者本人又は同居者が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第 11 条第 1 項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方
キ. ハンセン病療養所 入所者等	申込者本人又は同居者がハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第 2 条に規定するハンセン病療養所入所者等
ク. 海外からの引揚者 世帯	申込者本人又は同居者が海外からの引揚者であることの証明書の交付を受けている方で、本邦に引き揚げた日から起算して 5 年を経過していない方
ケ. 小学校就学前の子 どもがいる世帯 (世帯申込みのみ)	同居者に募集期間末日現在において小学校就学前の子どもがいる世帯

3. 申込方法

○募集期間内に、配布している申込書に記入の上、財産活用課への持参又は郵送により受け付けます。

4. 入居申込みから住宅入居まで

①入居申し込み

募集期間：令和8年9月1日（火）～令和8年9月15日（火）

○募集期間内に、配布している申込書に記入の上、財産活用課への持参又は郵送により提出してください
郵送の場合は、令和8年9月15日（火）までの「消印」があること。

○送付先は、573-8666 枚方市大垣内町2丁目1番20号

枚方市役所総務部財産活用課 本館3階

○募集案内及び入居申込書は、財産活用課及び各支所（津田支所、香里ヶ丘支所、北部支所）において配布します。

② 現地見学会

○令和8年9月3日（木） 10時～12時、13時～15時

○令和8年9月8日（火） 10時～12時、13時～15時

（最寄バス停 京阪バス「三ツ池」）

※駐車スペースは数台分しかありませんので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。

③ 抽選番号の通知

○申込書の受付後、申込者あてに抽選番号通知書を郵送します。

④ 公開抽選会

○抽選日：令和8年10月8日（木）14時～

○場 所：枚方市役所 本館3階 第5会議室（入札室）

- ・抽選会への参加の有無は、抽選の「当選・落選」には関係ありません。
- ・抽選結果は「当選・落選」を問わず、申込者全員に郵送で通知します。
- ・当選者が辞退又は資格失効の場合は、順次繰り上げをします。
- ・入居者決定通知書の発送は、11月上旬を予定しています。

⑤ 入居日（予定）

令和8年11月下旬以降

○当選された方には、入居されるまでに以下の書類を提出していただきます。

※提出書類は、最新の記載内容のものがが必要です。

① 住民票

▲枚方市内在住の方

住民票の写し

▲枚方市内に住んでいないが、枚方市内に在職の方

在職証明書及び住民票の写し

② 所得を証明する書類（※所得(課税)証明書）

③ 持家でないことを証明する書類（※家賃の領収書及び家賃貸借契約書などの写し）

④ 該当する場合は、身体障害者手帳又は戦傷病者手帳のコピー

※マイナンバーの提示があれば、①住民票、②所得証明書の添付は不要

5. その他の重要事項

①家賃について

入居される月の家賃は、入居される月の末日までにお支払いいただきます。以降の家賃は当月分を当月末日までにお支払いください。また、家賃の額は、入居者の収入や住宅の便益等に応じて、年度ごとに変動します。そのため、入居後は毎年度、入居者の収入報告が必要となります。

②敷金・緊急連絡先

敷金は、入居時の家賃の3か月分を入居日までにお支払いいただきます。

入居者の健康上の問題が発生した場合や、入居者と連絡がつかないといった緊急の場合に、連絡がとれる緊急連絡先の提出をお願いします。

③申込時の世帯人数について

本市の市営住宅では、入居者の良好な居住環境を確保するため、住宅の面積に応じて、入居申込時の世帯人数を制限していますので、申込時には必ずご確認ください。

・2人以上の世帯 $10\text{ m}^2 \times \text{世帯人数} + 10\text{ m}^2$

※上記式における世帯人数は、3歳未満の者は0.25人、3歳以上6歳未満の者は0.5人、6歳以上10歳未満の者は0.75人と算定します。

④住宅の保管義務について

市営住宅は、市民の財産です。お住まいの住宅はもちろん、住宅の共用施設をはじめ住宅全体を大切に使用しなければなりません。

保管義務を怠り、住宅の破損等が生じた場合は、住宅を明渡していただく場合があります。

- ・住宅を他の人に貸したり、譲渡しないこと。
- ・住宅本来の目的からはずれ、商店や作業場など、住居以外の用途に使わないこと。
- ・必要な届出、あるいは承認を受けずに、他の人を同居させたり、模様替え、増築などしないこと。

⑤迷惑行為の禁止について

迷惑行為により、他の入居者に著しい迷惑や被害を与えた場合は、住宅を明渡していただくことがあります。

⑥ペットの飼育について

市営住宅は集合住宅であり、住宅の構造上、動物の飼育には適していません。犬や猫などの動物を住宅内で飼うことは、近所迷惑や入居者間のトラブルの原因となりますので、これらを飼育することは禁止しています。

⑦その他

募集する住宅は事前に内装修繕やクリーニングを行っておりますが、部分的に汚れ、剥がれ、へこみ等がある場合もありますので、見学会でご確認いただき、ご了解のうえお申込みください。これらについては市では修繕を行いませんので、あらかじめご了承ください。

6. 月収額の計算のしかた

月収額の計算をする前に次のことを確かめてください。

(1)あなたの扶養親族の数は？

(2)あなたの総収入金額、または総所得金額は？

(1)扶養親族とは？

入居しようとする親族(本人を除く)および、入居しない遠隔地扶養親族のことをいいます。
(家族を不自然に分割または合併した場合、申し込むことができません。)

(2)あなたの総収入金額、または総所得金額がいくらであるか調べましょう。

あなたは、給与所得者ですか？

年金所得者ですか？

その他の所得者ですか？

給与所得とは

給料、賃金、ボーナスなどの所得です。たとえば、会社員、店員、日雇労働者、パート、事業専従者などの収入をいいます。給与所得という総収入金額とは、給与所得控除をする前のもので、ボーナス、手当などを含んだ金額です。(ただし 非課税所得は含みません。)

年金所得とは

厚生年金、国民年金、恩給などの所得です。たとえば、老齢年金、退職年金をいいます。
その他、法律により非課税とされている各種年金(障害年金、遺族年金など)については、所得は0円としてください。

その他の所得とは

事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得などの所得です。たとえば、自営業、サービス業などの所得をいいます。
これらの所得で税の申告をしている方は、所得金額を十分に確かめてください。

注 意 事 項

- | | | |
|---------------------|----|--|
| ①所得としないもの | …… | 生活保護の各種扶助、法律により非課税とされている各種年金(遺族年金など)、仕送りなどの非課税所得については所得0円としてください。 |
| ②退職予定の場合 | …… | 申し込みのときは働いているが、定年退職などの理由により入居のときまでに退職しなければならない人で、 <u>以後無職となり老齢年金等を受けられる方は</u> 、その予定額を記入してください。 |
| ③勤務することが
確実な方の場合 | …… | 勤務開始後、1か月分の収入実績に基づいて審査を受けた後でなければ入居できません。 |

計 算 手 順

1 年間総所得金額 …(ア)を求める。

給与所得者の場合

年間所得金額の計算(その1) 9ページをご覧ください。

年金所得者の場合

年間所得金額の計算(その2) 11ページをご覧ください。

その他の所得者の場合

年間所得金額の計算(その3) 12ページをご覧ください。



年間総所得金額(ア)
円

2 控除額合計 …(イ)を求める。

控除の種類と金額	控除額
①同居者控除 ②同居外扶養親族控除 〔入居しようとする親族(本人を除く)及び同居者以外の扶養親族〕 1人につき 38万円 × 人 円	
③老人控除対象配偶者控除 老人扶養控除 〔控除対象配偶者又は、扶養親族が70歳以上である場合〕 1人につき 10万円 × 人 円	
④扶養親族控除 ※従前の「特定扶養控除」のこと。 〔扶養親族(配偶者を除く)が16歳以上23歳未満である方〕 1人につき 25万円 × 人 円	
⑤障害者控除 〔障害者がいる場合〕 1人につき 27万円 × 人 円	
⑥特別障害者控除 〔特別障害者がいる場合〕 1人につき 40万円 × 人 円	
⑦ひとり親控除 〔婚姻をしていない方で生計を一にする子がいる方〕 1人につき 最高35万円 × 人 円	
⑧寡婦控除 〔寡婦であって所得のある方〕 1人につき 最高27万円 × 人 円	
	控除額合計(イ) 円

控除に関する

詳しい説明は、
13ページをご覧ください。

(ア)－(イ)

マイナスの場合は0円と記入してください。

控除後の所得額
円

÷ 12 =

申込者の月収額
円

この金額を申込書に
書き込んでください。



申 込 者 の 計 算 後 の 月 収 額	
ご注意	※計算後の月収額が158,000円以下(裁量世帯は214,000円以下)の方であれば申し込むことができます。

年間所得金額の計算（その1）

給与所得者の場合

就労期間中に収入金額に賞与、臨時給与を含めた税当分の金額をみず。	あなたが仕事を始めた時期	計算のしかた
	① 現在の勤務先に前年1月1日以前から引続き勤務している方	前年中の年間総収入金額（前年分源泉徴収票の支払金額の欄）
	② 現在の勤務先に前年1月2日以後に就職し、1年以上勤務している方	勤務した翌月から12か月間の総収入金額
	③ 現在の勤務先に就職してから、まだ1年にならない方	勤務した翌月から申込み月の前月までの総収入金額をもとに 次により計算した推定金額 $\frac{\text{総収入金額} - \text{賞与}}{\text{勤務した翌月から申込み月の前月までの月数}} \times 12 + \text{賞与}$ =1年間の推定総収入金額
	④ 現在の勤務先に勤めてまだ1か月分の給与を受けていない方	雇用条件に基づき支給が予定されている1か月分の給与を12倍した年間の推定総収入金額

※1年のうち病気、欠勤などのため、収入が著しく減少した月の収入はこれを除いたうえ、上表③の計算のしかたで計算してください。

※雇用されることが確実な方は、④により計算してください。

この金額を申込書に書き込んでください。

年間総収入金額

円

年間総収入金額から、年間給与所得金額を計算する方法

年間総収入金額	年間給与所得金額	
651,000 円未満	年 間 給 与 所 得 = 0	
651,000 円以上 1,900,000 円未満	年間総収入金額 - 650,000円 = 年間給与所得	—最高10万円※
1,900,000 円以上 3,600,000 円未満	年間総収入金額を4000で割り、その答えの1円未満を切捨てた後、4000を掛け戻し、出た額を右のAに当てはめてください。 $A \times 0.7 - 80,000\text{円} = \text{年間給与所得}$	—10万円
3,600,000 円以上 6,600,000 円未満	$A \times 0.8 - 440,000\text{円} = \text{年間給与所得}$	
6,600,000 円以上 8,500,000 円未満	年間総収入金額 $\times 0.9 - 1,100,000\text{円} = \text{年間給与所得}$	
8,500,000 円以上	年間総収入金額 - 1,950,000円 = 年間給与所得	

※10万円未満のときはその金額

年間給与所得金額（ア）

円

日雇労働者の場合

給与所得者として賃金をもらっている日雇の方は、「給与所得者の場合」(9ページをご覧ください。)により計算してください。

その他の所得として所得申告の際に、税務署に自己申告している方は、下の計算で行ってください。

年間 計 得 金 額 の	① 前年1月1日以前から 引き続き現在まで同じ日 雇をしている方	前年中の年間所得金額 (前年分の所得税確定申告書控の所得金額)
	② 前年1月2日以後に現 在の日雇を始めた方	日雇いを始めた翌月からの所得金額をもって計算する。 (収入期間のとり方等については、「給与所得者の場合」 の例にならってください。)

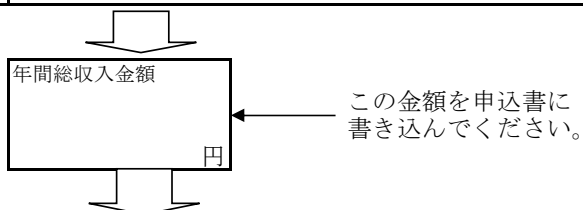


年間所得金額 (ア) 円
--

年間所得金額の計算 (その2)

年金所得者の場合

年間 総収入 金額の 計算	① 1年以上年金を支給されている方	前年中の支払年金額 なお、年金額の改定があった時は、改定通知書の支払年金額 (2種類以上の課税対象年金を支給されている場合は、その合計支払年金額)
	② 年金を支給されて、まだ1年にならない方	年金証書の支払年金額 なお、年金額の改定があった時は、改定通知書の支払年金額 (2種類以上の課税対象年金を支給されている場合は、その合計支払年金額)



年間総収入金額から年間年金所得金額を計算する方法

受給者の年齢	年間総収入金額 (A)	年間年金所得金額	
65歳以上	1,100,000 円 以下	年間年金所得 = 0	
	1,100,001 円 以上 3,300,000 円 未満	$(A) - 1,100,000$ 円 = 年間年金所得	— 最高10万円※
	3,300,000 円 以上 4,100,000 円 未満	$(A) \times 0.75 - 275,000$ 円 = 年間年金所得	— 10万円
	4,100,000 円 以上 7,700,000 円 未満	$(A) \times 0.85 - 685,000$ 円 = 年間年金所得	
	7,700,000 円 以上 10,000,000 円 未満	$(A) \times 0.95 - 1,455,000$ 円 = 年間年金所得	
65歳未満	600,000 円 以下	年間年金所得 = 0	
	600,001 円 以上 1,300,000 円 未満	$(A) - 600,000$ 円 = 年間年金所得	— 最高10万円※
	1,300,000 円 以上 4,100,000 円 未満	$(A) \times 0.75 - 275,000$ 円 = 年間年金所得	— 10万円
	4,100,000 円 以上 7,700,000 円 未満	$(A) \times 0.85 - 685,000$ 円 = 年間年金所得	
	7,700,000 円 以上 10,000,000 円 未満	$(A) \times 0.95 - 1,455,000$ 円 = 年間年金所得	

※10万円未満のときはその金額

↓

年間年金所得金額 (ア)

円

年間所得金額の計算（その3）

その他の所得者の場合

年間所得金額の計算	① 前年1月1日以前から引き続き現在まで同じ事業をしている方	前年中の年間所得金額 (前年分の所得税確定申告書控の所得金額)
	② 前年1月2日以後に現在の事業を始めた方	事業を始めた翌月からの所得金額をもって計算する。 (収入期間のとり方等については、「給与所得者の場合」の例にならってください。)

(ご注意) 申込受付時に所得金額の認定が明確にできないときは、入居をお断りすることがあります。



年間所得金額 (ア) 円

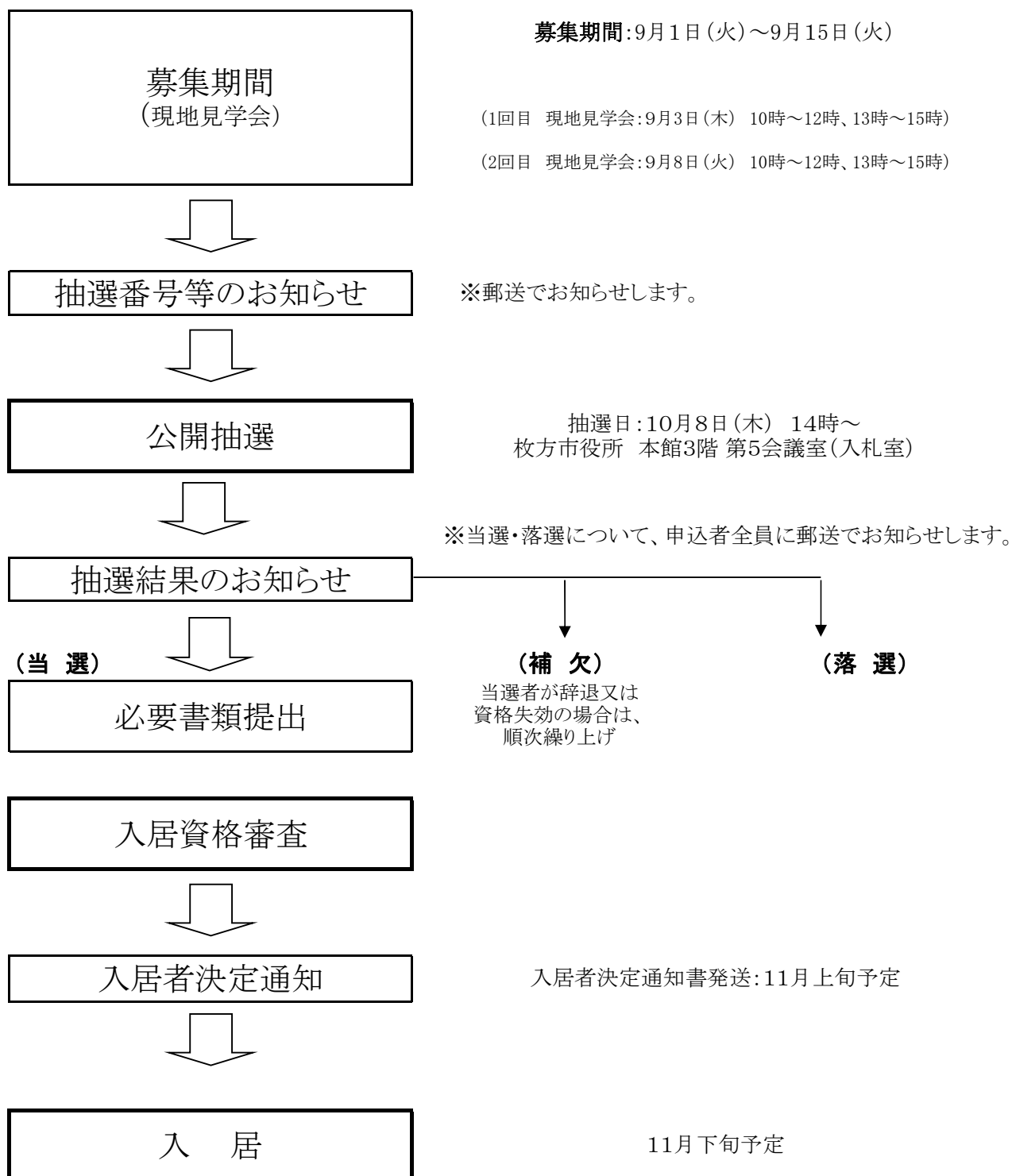
控除額について

控除の種類	控除対象となる方	控除額 (1人につき)
①同居者控除	申込み本人以外の同居者	38万円
②同居外扶養親族控除	遠隔地など、同居者以外の扶養親族（配偶者を含みます）	38万円
③老人控除対象配偶者控除 老人扶養控除	同一生計配偶者で年齢70歳以上の人 扶養親族のうち年齢が70歳以上の人	10万円
④扶養親族控除	扶養親族のうち年齢が16歳以上23歳未満の人（ただし、配偶者を除きます）	25万円
⑤障害者控除	入居者又は同居者等で⑥に該当しない人で次のア～エのいずれかに該当する人 ア．身体障害者手帳の交付を受けている人 イ．戦傷病者手帳の交付を受けている人 ウ．知的障害者更生相談所等により知的障害と判定された人 エ．精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人など	27万円
⑥特別障害者控除	入居者又は同居者等で、次のア～エのいずれかに該当する人 ア．身体障害者手帳の交付を受けている人で1級又は2級に該当する人 イ．戦傷病者手帳の交付を受けている人で特別項症から第3項症までに該当する人 ウ．知的障害者更生相談所等により重度の知的障害と判断された人 エ．精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で1級に該当する人など	40万円
⑦ひとり親控除	入居者又は同居者で婚姻をしていない人又は配偶者の生死の明らかでない人で、次のア～ウの全てに該当する人 ア．事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいないこと イ．生計を一にする子がいること （この場合の子は、その年分の総所得金額等が58万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養になっていない人に限られます） ウ．合計所得金額が500万円以下であること	35万円
⑧寡婦控除	入居者又は同居者で⑦のひとり親に該当せず、かつ事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がおらず、次のア、イのいずれかに該当する人 ア．夫と離婚した後、婚姻をしていない人で、扶養親族がおり合計所得額が500万円以下である人 イ．夫と死別した後、婚姻をしていない人又は夫の生死が明らかでない人で、合計所得額が500万円以下の人	27万円

控除の種類①～⑧に該当する場合は、加算して控除してください。

控除額を誤って計算されますと、収入基準に合わない場合がありますので、ご注意ください。

7. 入居者募集から住宅入居の流れ



様式第1号(第6条関係)

(表)

住 宅 名	■津田元町住宅 303号室
	■津田北町住宅 403号室
(申込む部屋番号を○で囲ってください。)※1部屋のみ	
※区 分	

市 営 住 宅 入 居 申 込 書

●●年●●月●●日

(宛先)
枚方市長

記入例

この申込書の記載内容が事実と相違するときは、申込みを無効とされても異議のないことを誓約し、暴力団員であるかどうかについて、所轄の警察署長の意見を聴くことに同意のうえ、次のとおり申し込みます。

申 込 者	自宅住所	(〒●●●—●●●●)										自宅又は携帯電話番号																	
	フリガナ	●●●●●●●●●●●●●●●●										(●●●)●●●—●●●●●																	
	勤務先名	●●●●●●●●●●●●●●●●(株)										勤務先所在地	(〒●●●—●●●●)																
											大阪府枚方市●●●●●●●●●●●●●●●●										(●●●)●●●—●●●●●								
氏 名	フリガナ	●●●●●●●●●●●●●●●●										続柄	生年月日										年齢	職 業	収入の状況 年間総収入 (総所得)金額				
	氏 名	●●●●●●●●●●●●●●●●										続柄	昭和●●年●●月●●日●●										年齢						
	●●●●●●●●●●●●●●●●										続柄	個人番号(マイナンバー)										年齢							
	●●●●●●●●●●●●●●●●										続柄	記入しないでください。										年齢							
同居し ようとする者	フリガナ	●●●●●●●●●●●●●●●●										続柄	生年月日										年齢	職 業	収入の状況 年間総収入 (総所得)金額				
	氏 名	●●●●●●●●●●●●●●●●										続柄	昭和●●年●●月●●日●●										年齢						
	●●●●●●●●●●●●●●●●										続柄	個人番号(マイナンバー)										年齢							
	●●●●●●●●●●●●●●●●										続柄	記入しないでください。										年齢							
同居し ようとする者	フリガナ	●●●●●●●●●●●●●●●●										続柄	生年月日										年齢	職 業	収入の状況 年間総収入 (総所得)金額				
	氏 名	●●●●●●●●●●●●●●●●										続柄	昭和●●年●●月●●日●●										年齢						
	●●●●●●●●●●●●●●●●										続柄	個人番号(マイナンバー)										年齢							
	●●●●●●●●●●●●●●●●										続柄	記入しないでください。										年齢							

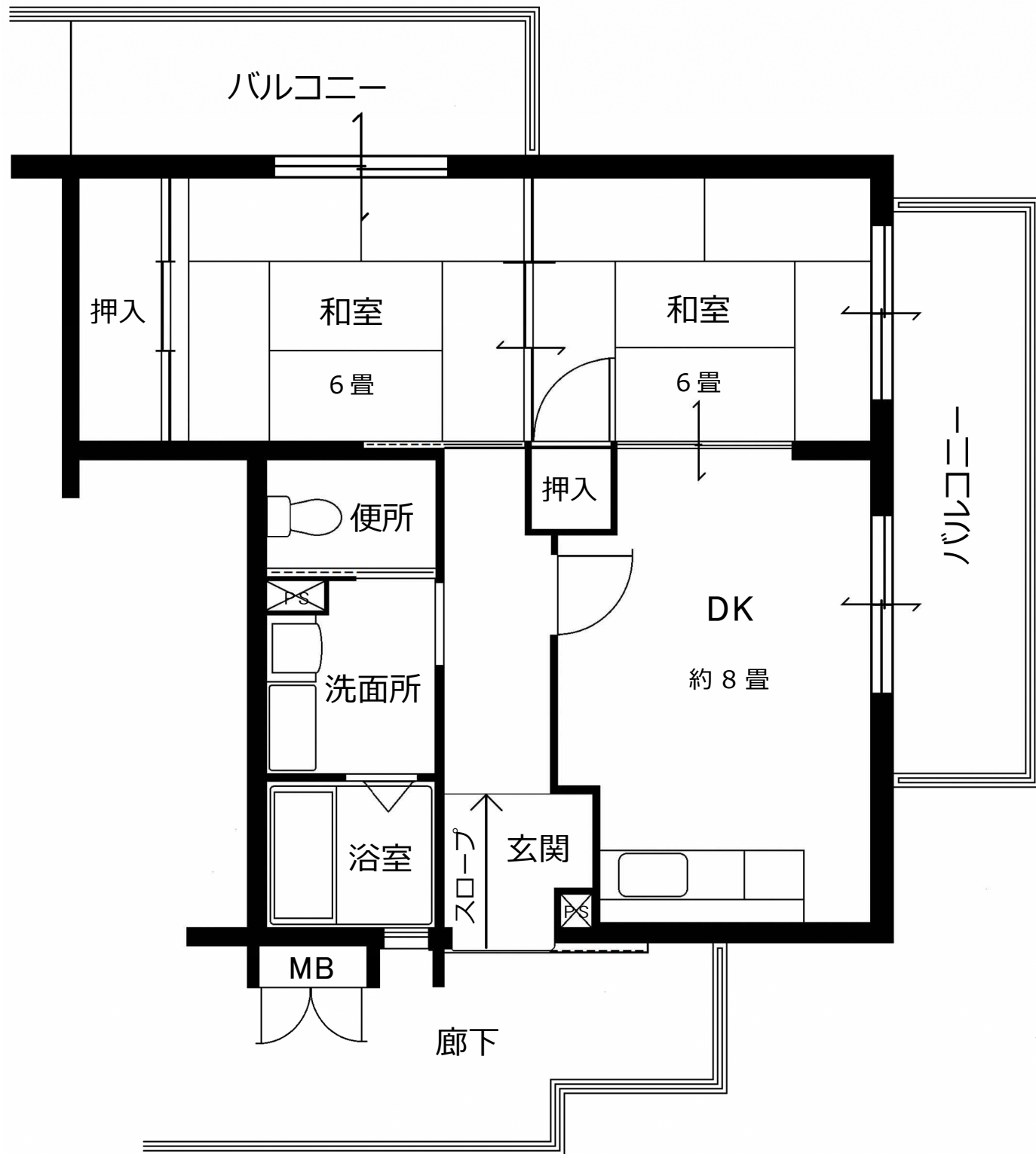
(裏)

あなたが住宅に困っている事情 (当てはまるものに○印を付け、必要事項を記入してください。)		あなたの月収額 (月収額の計算を行い、その金額を記載してください。)	●●●, ●●●円
(1) 現在住んでいる住宅の種類 ☒ ア 持家 ☐ イ 親族の持家 ☒ ウ 借家(アパート・文化住宅・マンション・一戸建) ☐ エ 社宅・寮 ☐ オ 都道府県営住宅 ☐ カ 公社住宅・UR住宅 ☐ キ 市町村営住宅 ☐ ク 雇用促進住宅 ☐ ケ 間借り ☐ コ その他() (2) 家賃 ●●●●, ●●●●円 (3) 住宅の部屋数 ● 室 ・畳数 ● 畳 注 6.5㎡(4畳)以上の和室・洋室を部屋として計算してください。台所、台所兼食堂は、部屋数に含めません。		(4) 申込者及び申込者を市営住宅に同居しようとする者の中に住宅の所有者がいますか。 ☐ ア いる ☒ イ いない 注 「いる」の場合は、市営住宅入居時までに申込者及び申込者と市営住宅に同居しようとする者以外の者に住宅の所有権を移転する必要があります。 (5) 住宅に困っている理由 ☐ ア 家賃が高いため ☐ イ 住宅が狭いため ☐ ウ 設備が不十分であるため ☐ エ 住宅が古く傷んでいるため ☐ オ 他の世帯と同居しているため ☐ カ 環境が悪いため ☐ キ 災害の危険があるため ☒ ク 正当な理由による立退きの要求を受けているため ☐ ケ 通勤に不便 (時間 分) ☐ コ 結婚するため (年 月) ☐ サ その他()	
あなたの世帯の種類(当てはまるもの全てに○印を付けてください。) 1 一般世帯 ☒ 2 高齢者世帯 3 障害者世帯 4 戦傷病者世帯 5 原子爆弾被爆者世帯 6 海外からの引揚者世帯 7 ハンセン病療養所入居者世帯 8 小学校就学前の子どもがいる世帯 9 ひとり親世帯 10 単身者 [] 11 その他 []			

枚方市使用欄

該当箇所を選んでください。

※印のある欄には記入しないでください。



市営津田北町 住宅

北町403号室 間取り図

2DK

専用面積 42.86㎡ (PS除く)

